

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蛙子新池地区）を行うことについて平成29年1月25日認可した。

平成29年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造